

いて、現行制度と同様の特例措置を講ずる。

(5) 森林組合法の改正を前提に、改正後の森林組合等について、現行制度と同様の特例措置を講ずる。

(6) 都市計画法の改正を前提に、農地等に係る不動産取得税の徴収猶予制度について、対象となる農地等の範囲に、農と住の調和したまちづくりに係る地区計画区域内の農地を加える見直しを行う。

〈事業所税〉

(7) 介護保険法の改正を前提に、改正後の社会福祉事業の用に供する施設について、現行制度と同様の特例措置を講ずる。

(8) 森林組合法の改正を前提に、改正後の森林組合等について、現行制度と同様の特例措置を講ずる。

三 法人課税

1 イノベーション強化に向けた取組み

(国 税)

(1) オープンイノベーションに係る措置の創設

(注) 中小企業におけるオープンイノベーションに係る措置については後掲。

青色申告書を提出する法人で特定事業活動を行うもの（以下「対象法人」という。）が、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に特定株式を取得し、かつ、これをその取得した日を含む事業年度末まで有している場合において、その特定株式の取得価額の25%以下の金額を特別勘定の金額として経理したときは、その事業年度の所得の金額を上限に、その経理した金額の合計額を損金算入できることとする。

この特別勘定の金額は、特定株式の譲渡その他の取崩し事由に該当することとなった場合には、その事由に応じた金額を取り崩して、益金算入する。ただし、その特定株式の取得から5年を経過した場合は、この限りでない。

(注1) 上記の「特定事業活動を行うもの」とは、自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指す株式会社等をいう。

(注2) 上記の「特定株式」とは、産業競争力強化法の新事業開拓事業者のうち

同法の特定期間活動に資する事業を行う内国法人（既に事業を開始しているもので、設立後 10 年未満のものに限る。）又はこれに類する外国法人（以下「特別新事業開拓事業者」という。）の株式のうち、次の要件を満たすことにつき経済産業大臣の証明があるものをいう。

- ① 対象法人が取得するもの又はその対象法人が出資額割合 50%超の唯一の有限責任組合員である投資事業有限責任組合の組合財産等となるものであること。
- ② 資本金の増加に伴う払込みにより交付されるものであること。
- ③ その払込金額が1億円以上（中小企業者にあつては1,000万円以上とし、外国法人への払込みにあつては5億円以上とする。）であること。ただし、対象となる払込みに上限を設ける。
- ④ 対象法人が特別新事業開拓事業者の株式の取得等をする一定の事業活動を行う場合であつて、その特別新事業開拓事業者の経営資源が、その一定の事業活動における高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことに資するものであることその他の基準を満たすこと。

(注3) 次に掲げる場合は、特別勘定の取崩し事由に該当する。

- ① 特定株式につき経済産業大臣の証明が取り消された場合
- ② 特定株式の全部又は一部を有しなくなった場合
- ③ 特定株式につき配当を受けた場合
- ④ 特定株式の帳簿価額を減額した場合
- ⑤ 特定株式を組合財産とする投資事業有限責任組合等の出資額割合の変更があつた場合
- ⑥ 特定株式に係る特別新事業開拓事業者が解散した場合
- ⑦ 対象法人が解散した場合
- ⑧ 特別勘定の金額を任意に取り崩した場合

(2) 大企業につき研究開発税制その他生産性の向上に関連する税額控除の規定を適用できないこととする措置について、次の見直しを行う（所得税についても同様とする。）。

- ① その大企業の国内設備投資額が当期償却費総額の 10%を超えることとの

要件について、当期償却費総額の30%を超えることとする。

- ② 本措置の対象に、特定高度情報通信用認定等設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（仮称）の税額控除を加える。
- (3) 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の税額控除制度における国内設備投資額が当期償却費総額の90%以上であることとの要件について、当期償却費総額の95%以上であることとする（所得税についても同様とする。）。)
- (4) 交際費等の損金不算入制度について、その適用期限を2年延長するとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例の対象法人からその資本金の額等が100億円を超える法人を除外した上その適用期限を2年延長する。

(地方税)

- (1) 法人住民税及び法人事業税について、オープンイノベーションに係る措置の創設に関する国税の取扱いに準じて所要の措置を講ずる。
- (2) 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の中小企業者等の税額控除制度及び付加価値割の課税標準からの控除制度における国内設備投資額が当期償却費総額の90%以上であることとの要件について、当期償却費総額の95%以上であることとする。

2 5G（第5世代移動通信システム）

(国 税)

特定高度情報通信用認定等設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の創設

特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律（仮称）の制定を前提に、青色申告書を提出する法人で一定のシステム導入を行う同法の認定特定高度情報通信等システム導入事業者（仮称）に該当するものが、同法の施行の日から令和4年3月31日までの間に、特定高度情報通信用認定等設備の取得等をして、国内にある事業の用に供した場合その他の場合には、当該法人は、その取得価額につき、30%の特別償却と15%の税額控除との選択適用ができることとする。ただし、税額控除における控除税額は、当期の法人税額の20%を上限とする（所得税についても同様とする。）。)

(注1) 上記の「一定のシステム導入」とは、特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律の認定導入計画（仮称）に従って実施される同法の